安心のゴールキーパーでありたい。







『GK クルマの保険・ドライバー保険』は、

お車をお持ちでない方が、 車を借りて運転するときのための自動車保険です。



僕は自分の車を 持っていないけど、 自動車保険って 必要なの?

たとえば、こんなことはありませんか?

友人から車を借りる



レンタカーを借りる



お車をお持ちでなくても、事故を起こす可能性はあります。だから、自動車保険が必要です。



『GK クルマの保険・ドライバー保険』は、車を運転するときのさまざまなリスクに対応した補償をご用意しています。

相手への賠償 P2

相手にケガをさせてしまい、 治療費や慰謝料が <u>必要になった場合に</u>



対人賠償 保険 停車中の車に追突した結果、 相手の車が壊れてしまい、 修理することになった場合に



対物賠償 保険

自動セット

相手の車の修理費が 時価額より高くなった場合に



対物超過 修理費用特約

※対人賠償保険または対物賠償保険のいずれか1つを必ずセットしてご契約いただきます。 対人賠償保険付き契約には、自損傷害保険および無保険車傷害保険がセットされます。 対物賠償保険付き契約には、対物超過修理費用特約が自動セットされます。

おケガの補償 P3~P5

電柱にぶつかって、自分がケガをしてしまった場合に



自損傷害保険

事故の相手が保険に入っていなかった場合に



無保険車傷害保険

運転している自分や一緒に乗っている人がケガをしてしまった場合に



搭乗者傷害 (死亡・後遺障害)特約

オプション



搭乗者傷害 (入通院/一時金)特約

オプション



搭乗者傷害 (入通院/日数)特約

オプション

<補償の重複について>

対人賠償保険、対物賠償保険、自損傷害保険および無保険車傷害保険については、借りた車の自動車保険や、記名被保険者またはそのご家族がご契約している自動車保険から保険金が支払われる場合があり、補償が重複することがあります。補償が重複すると、対象となる事故についてどちらの保険契約からでも補償されますが、いずれか一方の保険契約からは保険金が支払われない場合があります。他の自動車保険について、補償内容の差異や保険金額をご確認いただき、「GK クルマの保険・ドライバー保険」の補償の要否をご判断ください。



被保険者

記名被保険者です。

対人賠償保険または対物賠償保険のいずれか1つを必ずセットしていただきます。

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者が借用自動車を運転中の事故により他人を死傷させ、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、被害 者1名につきそれぞれ保険金額を限度に対人賠償保険金をお支払いします。なお、自賠責保険等の適用がある場合は、自賠責保険等によ り支払われる金額を超える部分に限ります。

また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

損害防止費用権利保全行使費用 緊急措置費用示談交渉費用争訟費用

↑ 保険金をお支払いしない主な場合

- ■保険契約者、記名被保険者の故意によって発生した損害
- ■地震・噴火またはこれらによる津波、台風・洪水・高潮に よって発生した損害
- ■戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって発生 した損害
- ■第三者との約定により加重された損害賠償責任を負うこと によって発生した損害
- ■借用自動車を競技・曲技等のために使用すること、または、 これらを行うことを目的とする場所において使用すること によって発生した損害
- ■次のいずれかに該当する事故により、記名被保険者が損害賠

償責任を負うことによって発生した損害

- ・記名被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有す る自動車を運転中に発生した事故
- ・自動車の修理、保管、売買、運転代行等、自動車を取り扱う業 務として受託した自動車を運転中に発生した事故
- ■次のいずれかに該当する方が死傷したことにより、記名被 保険者が損害賠償責任を負うことによって発生した損害
 - ·記名被保険者の配偶者
 - ・記名被保険者の父母またはお子さま。ただし、記名被保険者または その配偶者と同居している場合に限ります。
 - ・記名被保険者の業務に従事中の従業員



対物賠償保険 扇ỗ交渉サービス付

被保険者

記名被保険者です。

対人賠償保険または対物賠償保険のいずれか1つを必ずセットしていただきます。

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者が借用自動車を運転中の事故により他人の財物に損害を与えること、または借用自動車の運転中に誤って線路へ立入ってし まったことなどが原因で電車等(注)を運行不能にさせることにより、法律上の損害賠償責任を負った場合に、損害賠償額について、保険金額 を限度に対物賠償保険金をお支払いします。なお、免責金額を設定した場合には、損害賠償額から免責金額を差し引いてお支払いします。 また、実際に負担した次の費用および判決による遅延損害金をあわせてお支払いします。

●損害防止費用 ●権利保全行使費用 ●緊急措置費用 ●落下物取片づけ費用 ●原因者負担費用 ●示談交渉費用 ●争訟費用

介保険金をお支払いしない主な場合

- ■保険契約者、記名被保険者の故意によって発生した損害
- ■地震・噴火またはこれらによる津波、台風・洪水・高潮によっ て発生した損害
- ■戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって発生した損害
- ■第三者との約定により加重された損害賠償責任を負うこと によって発生した損害
- ■借用自動車を競技・曲技等のために使用すること、または、こ れらを行うことを目的とする場所において使用することに よって発生した損害
- ■次のいずれかに該当する事故により、記名被保険者が損害賠 償責任を負うことによって発生した損害
- ・記名被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有す る自動車を運転中に発生した事故
- ・自動車の修理、保管、売買、運転代行等、自動車を取り扱う業 務として受託した自動車を運転中に発生した事故
- ■次のいずれかに該当する方の所有・使用または管理する財物に いて損害が発生したこと、または次のいずれかに該当する方の所 有・使用または管理する電車等(注)が運行不能となったことにより、 記名被保険者が損害賠償責任を負うことによって発生した損害
- ・記名被保険者またはその配偶者
- ・記名被保険者の父母またはお子さま。ただし、記名被保険者 またはその配偶者と同居している場合に限ります。

(注)電車、気動車、モノレール等の軌道上を走行する陸上の乗用具をいいます。



対物超過修理費用特約 **國**世地

対物賠償保険付き契約に自動セットされます。

被保険者

対物賠償保険と 同じです。

示談交渉サービス

保険金をお支払いする主な場合

ご契約の対物賠償保険で対物賠償保険金をお支払いする事故により、相手自動車の修理費が時価額を上回り、その差額を実際 に負担した場合に、「差額×過失割合」(50万円限度)を限度に対物超過修理費用保険金をお支払いします。(注) ただし、相手自動車が事故日の翌日から6か月以内に修理完了された場合に限ります。

(注)対物賠償保険金をお支払いする場合に限ります。

⚠ 保険金をお支払いしない主な場合

対物賠償保険と同じです。

事故が起きたら 自分で相手の方と 交渉する必要が

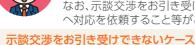
ありますか?

いいえ。

対人・対物事故により被保険者に法律上の損害賠償責任が発生した場合は、被保険者のお申出により、次 のケースを除いて当社が被保険者のために示談交渉をお引き受けします。(注)

なお、示談交渉をお引き受けした場合でも、話合いによる解決が困難な場合には、当社が選任した弁護士 へ対応を依頼すること等があります。

- ・ご契約のお車に自賠責保険等の契約が締結されていない場合
- ・正当な理由なく被保険者が当社への協力を拒んだ場合
- (注)対人事故は対人賠償保険をセットした場合、対 物事故は対物賠償保険をセットした場合に限り ます。



おケガの補償





自損傷害保険

対人賠償保険付き契約にセットされます。

【保険金をお支払いする主な場合】

記名被保険者が借用自動車を運転中に電柱に衝突し運転者が死亡した場合等、自損事故^{注1)}により、借用自動車に搭乗中の記名被保険者、その配偶者、それらの方の同居の親族、それらの方の別居の未婚のお子さまがケガをして、死亡した場合、後遺障害が発生した場合、後遺障害によって介護が必要と認められる場合^{注2)}、入院または通院した場合に次の保険金をお支払いします。

- 死亡した場合に、被保険者1名につきそれぞれ1.500万円を死亡保険金としてお支払いします。(注3)
- ●後遺障害が発生した場合に、その程度に応じて被保険者1名につきそれぞれ50万円~2,000万円を後遺障害保険金としてお支払いします。
- 後遺障害が発生し、かつ、介護が必要と認められる場合(注2)に、被保険者1名につきそれぞれ200万円を介護費用保険金としてお支払いします。
- ●事故日からその日を含めて180日以内に治療を要して入院または通院した場合に、被保険者1名につきそれぞれ次の5区分のうちいずれかの金額を医療保険金としてお支払いします。

区分	治療日数(注4)	ケガ	金額				
1	1日以上5日未満		5,000円				
2		打撲·挫傷·擦過傷·捻挫等、下記以外	5万円				
3		骨折・脱臼、脳・眼・頸髄・脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	15万円				
4	5日以上	上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、眼の神経損傷、眼球の破裂					
(5)		脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の 臓器損傷	50万円				

- (注1)自賠責保険等または政府の保障事業からお支払いを受けられない事故(相手がいない事故、歩行者・自転車との事故や相手に過失がない事故など)をいいます。
- (注2)普通保険約款〈別表1〉後遺障害等級表の2の第1~2級、第3級③④の後遺障害を被った場合に限ります。
- (注3)既にお支払いした後遺障害保険金がある場合は、その額を差し引きます。
- (注4)入院または通院した実治療日数をいいます。

被保険者

次のいずれかに該当する方はです。

- 借用自動車を運転中の記名被保険者
- 記名被保険者が運転している借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗している 次のいずれかに該当する方
 - ・記名被保険者の配偶者
 - ・「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
 - ・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- (注)極めて異常かつ危険な方法で借用自動車に搭乗中の方を除きます。

⚠ 保険金をお支払いしない主な場合

- ■地震・噴火またはこれらによる津波によって発生したケガ
- ■戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって発生したケガ
- ■借用自動車を競技・曲技等のために使用すること、または、 これらを行うことを目的とする場所において使用すること によって発生したケガ
- 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に発生したケガ
- ■記名被保険者の無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に発生したケガ
- ■闘争行為・自殺行為・犯罪行為によってその本人に発生したケガ
- ■脳疾患・疾病・心神喪失によってその本人に発生したケガ
- ■ケガが保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した場合は、その方の受け取るべき金額
- ■微傷に起因する創傷感染症(丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等)
- ■記名被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転中に発生したケガ
- ■自動車の修理、保管、売買、運転代行等、自動車を取り扱う 業務として受託した自動車を運転中に発生したケガ





私も配偶者も車を持っていませんが、 ともに車を借りて運転します。 『GK クルマの保険・ドライバー保険』を 一人ずつ契約する必要がありますか?



はい。

運転される方ごとにご契約いただく必要があります。 『GK クルマの保険・ドライバー保険』では、記名被保険者が 運転中の事故を補償しますので、配偶者の方も運転をされる 場合は、配偶者の方を記名被保険者とするご契約も必要です。





親戚の車を約1年半借りて 運転する予定です。 『GK クルマの保険・ドライバー保険』を 契約していいですか?





いいえ。

『GK クルマの保険・ドライバー保険』は、1年以上を期間とする貸借契約により借りた車は補償の対象とはなりません。ご契約の方法については取扱代理店または当社までお問合わせください。



無保険車傷害保険

対人賠償保険付き契約にセットされます。

保険金をお支払いする主な場合

無保険車(注1)との事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が発生した場合で、十分な賠償を受けられないときに、損害(注2) について、賠償義務者がある場合に限り被保険者1名につきそれぞれ2億円を限度に無保険車傷害保険金をお支払いします。 また、実際に負担した次の費用をあわせてお支払いします。

損害防止費用権利保全行使費用

(注1)対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。 (注2)損害とは相手の方が負担すべき損害賠償額をいいます。

※自賠責保険等により支払われるべき金額等を差し引いて保険金をお支払いします。

次のいずれかに該当する方(注1)(注2)です。

- 記名被保険者
- 記名被保険者の配偶者
- 「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
- 「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- 上記以外で、記名被保険者が運転している借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方

(注1)極めて異常かつ危険な方法で借用自動車に搭乗中の方を除きます。

(注2)事故後に生まれたこれらの方の胎児を含みます。

⚠ 保険金をお支払いしない主な場合

- ■地震・噴火またはこれらによる津波、台風・洪水・高潮によっ て発生した損害
- ■戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって発生した損害
- ■借用自動車を競技・曲技等のために使用すること、または、 これらを行うことを目的とする場所において使用すること によって発生した損害
- ■被保険者の故意または重大な過失によってその本人に発 牛したケガによる損害
- ■記名被保険者の無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転 ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態 での運転の場合にその本人に発生したケガによる損害
- ■承諾を得ないで自動車に搭乗中にその本人に発生したケ ガによる損害
- ■闘争行為・自殺行為・犯罪行為によってその本人に発生し たケガによる損害
- 脳疾患・疾病・心神喪失によってその本人に発生したケガに よる損害
- ■次のいずれかに該当する方が自動車を運転している場合 に、その本人に発生したケガによる損害
 - ·記名被保険者の配偶者
 - ・「記名被保険者またはその配偶者」の同居の親族
 - ・「記名被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さま
- ■被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有す る自動車に搭乗中にその本人に発生したケガによる損害
- ■自動車の修理、保管、売買、運転代行等、自動車を取り扱う 業務として受託した自動車に搭乗中にその本人に発生した ケガによる損害

- ■損害が保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失 によって発生した場合は、その方の受け取るべき金額
- ■微傷に起因する創傷感染症(丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等) による損害
- ■次のいずれかに該当する方が賠償義務者である場合
 - ・被保険者の配偶者
 - ・被保険者の父母またはお子さま。ただし、被保険者または その配偶者と同居している場合に限ります。
- ・被保険者の使用者。ただし、被保険者が使用者の業務に従 事している場合に限ります。
- ・被保険者の使用者の業務に無保険車(注)を使用している同 僚。ただし、被保険者が使用者の業務に従事している場合 に限ります。
- ■次のいずれかに該当する方の運転する無保険車(注)によって ケガをして、死亡した場合または後遺障害が発生した場合
 - ・被保険者の配偶者
- ・被保険者の父母またはお子さま。ただし、被保険者または その配偶者と同居している場合に限ります。
- ■借用自動車に適用される対人賠償保険によって補償が受 けられる場合
- ■借用自動車以外の自動車に競技・曲技等のために搭乗 中、または、これらを行うことを目的とする場所において搭 乗中にその本人に発生したケガによる損害

(注)対人賠償保険が契約されていない自動車等をいいます。

万一、継続手続きを忘れてしまった場合

継続手続特約をセットした場合、長期のお出かけなどで継続手続きを忘れたときでも補償を継続します。

保険でできるエコ、はじめよう

eco保険証券とWeb約款は、パソコンやスマートフォン等を利用して、当社ホーム ページ(https://www.ms-ins.com)でご契約内容や『ご契約のしおり(普通保険 ○○○保険証券とWeb約款をおすすめします!約款・特約)』をご覧いただける仕組みです。



ご契約時のご選択	概 要
eco保険証券・ Web約款	書面の保険証券・保険契約継続証と『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』はお届けしませんが、代わりに「eco保険証券」のご利用方法を記載した『ご契約内容 確認方法のご案内(eco保険証券専用ハガキ)』(以下『専用ハガキ』といいます。)をお届けします。 『専用ハガキ』に記載のご利用方法に沿って、当社ホームページから「ご契約者さま専用ページ」の利用登録を行い、ご契約内容をご確認ください。
Web約款	書面の『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』はお届けしませんが、書面の保険証券・保険契約継続証はお届けします。

「eco保険証券・Web約款」や「Web約款」を新たにご選択いただいた場合、当社は地球環境保護への取組等に寄付を行います。 ※法人のご契約者さま向けには「法人eco保険証券」をご用意しています。詳細については、取扱代理店または当社までお問合わせください。

おケガの補償





搭乗者傷害(死亡·後遺障害)特約 □オラ

すべてのご契約にセットしていただけます。

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者が運転中の借用自動車に搭乗中の事故によりケガをして、死亡した場合または後遺障害が発生した場合に、次の保 険金をお支払いします。

- ●事故日からその日を含めて180日以内に死亡した場合に、被保険者1名につきそれぞれ保険金額の全額(注1)を死亡保険金としてお支払いします。
- 事故日からその日を含めて180日以内に後遺障害が発生した場合に、その程度に応じて被保険者1名につきそれぞれ保険金額の $4\%\sim100\%$ を後遺障害保険金としてお支払いします。 $({}^{(\pm 2)}$
- (注1) 既にお支払いした後遺障害保険金がある場合には、その額を差し引きます。
- (注2) 180日を超えて治療が必要な場合は、医師の診断に基づき後遺障害の程度を認定して、後遺障害保険金をお支払いします。 なお、被保険者からの請求がある場合には、181日目における医師の診断に基づくことができます。

被保険者

記名被保険者が借用自動車を運転している間において、借用自動車の正規の乗車装置またはその装置のある室内に搭乗中の方母です。 (注)極めて異常かつ危険な方法で借用自動車に搭乗中の方を除きます。

↑ 保険金をお支払いしない主な場合

- ■地震・噴火またはこれらによる津波によって発生したケガ
- ■戦争・外国の武力行使・暴動、核燃料物質等によって発生したケガ
- 借用自動車を競技・曲技等のために使用すること、またはこれらを行うことを目的とする場所において使用することによって発生したケガ
- 被保険者の故意または重大な過失によってその本人に発生したケガ
- ■記名被保険者の無免許運転、麻薬等の影響で正常な運転ができないおそれがある状態での運転、酒気を帯びた状態での運転の場合にその本人に発生したケガ
- ■承諾を得ないで借用自動車に搭乗中に発生したケガ (注)
- ■闘争行為・自殺行為・犯罪行為によってその本人に発生したケガ
- ■脳疾患・疾病・心神喪失によってその本人に発生したケガ
- ■ケガが保険金を受け取るべき方の故意または重大な過失によって発生した場合は、その方の受け取るべき金額
- ■微傷に起因する創傷感染症(丹毒、淋巴腺炎、敗血症、破傷風等)
- ■記名被保険者の使用者の業務のために、その使用者の所有する自動車を運転中に発生したケガ
- ■自動車の修理、保管、売買、運転代行等、自動車を取り扱う 業務として受託した自動車を運転中に発生したケガ

(注)被保険者が正当な権利を有する方以外の方の承諾を得ており、かつ、被保険者がその方を正当な権利を有する方であると信じたことに合理的な理由がある場合を除きます。

さらに



搭乗者傷害

(入通院/一時金)特約 [オプション

搭乗者傷害(入通院/日数)特約と同時にセットしていただけません。

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者が運転中の借用自動車に搭乗中の事故によりケガをして、事故日からその日を含めて180日以内に治療を要して入院または通院した場合に、被保険者1名につきそれぞれ次の5区分のうちいずれかの金額を医療保険金としてお支払いします。

区分	治療日数 ^{注)}	ケガ	金額
1	1日以上 5日未満	<u> </u>	1万円
2		打撲・挫傷・擦過傷・捻挫等、下記以外	10万円
3		骨折・脱臼、脳・眼・頸髄・脊髄を除く部位の神経損傷、上肢・下肢の腱・筋・靭帯の断裂	30万円
4	5日 以上	上肢・下肢の切断、眼球の内出血または血腫、 眼の神経損傷、眼球の破裂	50万円
(5)		脳挫傷等の脳損傷、頭蓋内出血または頭蓋内血 腫、頸髄損傷、脊髄損傷、胸部・腹部の臓器損傷	100万円

(注)入院または通院した実治療日数をいいます。

被保険者

搭乗者傷害(死亡・後遺 障害)特約と同じです。 ⚠ 保険金をお支払いしない主な場合

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約 と同じです。



搭乗者傷害 (入通院/一時金) 倍額払特約

オプション

搭乗者傷害(入通院/一時金)特約付き契約にセットしていただけます。

搭乗者傷害(入通院/一時金)特約の保険金の額を2 倍にして、医療保険金をお支払いします。

被保険者

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約と同じです。

または



搭乗者傷害(入通院/日数)特約 □オコ゚ション

搭乗者傷害(入通院/一時金)特約と同時にセットしていただけません。

保険金をお支払いする主な場合

記名被保険者が運転中の借用自動車に搭乗中の事故によりケガをした場合に、事故日からその日を含めて180日以内に治療を要して入院または通院した実治療日数に対して、被保険者1名につきそれぞれ次の金額を医療保険金としてお支払いします。

● 入院日数1日につき入院保険金日額 ● 通院日数1日につき通院保険金日額(90日限度)

被保険者

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約と同じです。

⚠ 保険金をお支払いしない主な場合

搭乗者傷害(死亡・後遺障害)特約と同じです。

1. 等級別料率制度

1~20等級および「無事故」「事故有」の区分によって保険料が割引・割増される制度です。 なお、ご契約の始期日時点における制度であり、将来変更となる場合があります。

1年間無事故なら 1等級アップ





(1)新たにご契約される場合

6等級(割引19%)からのスタートとなります。事故有係数適用期間は0年です。

(2) 継続してご契約される場合(注2)

[事故がなかった場合]

ご契約の保険期間が1年(注3)で事故有係数適用期間が0年の場合、保険期間中無事故であれば、継続契約の等級が1つ上がり、「無事故」の割増 引率が適用されます。なお、事故有係数適用期間は0年のままです。ただし、「ご契約の満期日(もしくは解約日)」または「ご契約の満期日(もし くは解約日)の翌日から7日以内」に継続いただくことが条件となります。

「無事故」の割増引率	割増				割引															
等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
割増引率	64%	28%	12%	2%	13%	19%	30%	40%	43%	45%	47 %	48%	49%	50%	51%	52 %	53%	54%	55%	63%

[事故があった場合]

ご契約の事故有係数適用期間が0年の場合、3等級ダウン事故が発生したときは、継続契約の等級が事故1件につき3つ下がり、事故有係数適用期 間が事故件数により3年または6年となって継続契約に「事故有」の割増引率が適用されます。(注1)

「事故有」の割増引率		割増			割引																
	等級	1	2	3	4	5	6	7	8	9	10	11	12	13	14	15	16	17	18	19	20
	割増引率	64%	28%	12%	2%	13%	19%	20%	21%	22%	23%	25%	27%	29%	31%	33%	36%	38%	40%	42%	44%



3等級ダウン事故があった場合、「事故有」の割増引率が事故によりダウンする等級 の数と同じ年数(事故有係数適用期間)適用され、その後、「無事故」の割増引率に戻 ります。既に「事故有」の割増引率が適用されているご契約で事故があった場合は、3等級ダウン事故1件 継続契約の事故有係数適用期間が長くなります。ただし、上限は「6年」です。

前年の発生事故 事故有係数適用期間

3年

(注1)継続手続きがなされた後であっても等級、事故有係数適用期間を修正することがあります。また、ノーカウント事故の場合は取扱いが異なります。 (注2)継続前のご契約が「無事故・事故有」別の等級別料率制度を採用していない他の保険会社または共済の場合は、取扱いが異なります。

(注3)保険期間が1年に満たない短期契約の場合、取扱いが異なります。

※1等級~6等級は、「無事故」の割増引率と「事故有」の割増引率が同じです。

2. ドライバー保険年令区分

ご契約の始期日時点の記名被保険者の 年令に従い、次の年令区分が適用されます。

21才以上 21才未満

3. 払込方法

全額を一括して払い込む方法となります。便利なキャッシュレスで払い込みいただけます。

●□座振替 ●クレジットカード払(登録方式) ●払込票払 ●スマホ決済

※1 クレジットカード払(登録方式)および払込票払は、取扱代理店やご契約内容によってはご選択いただけない場合があります。 ※2 保険期間の中途での払込方法の変更はできません。

免責金額

田宝小一当日 このパンフレットにおいて使われる田語についてご説明します

特種用途自動車 (キャンピング車) に該当する自動車をいいます。

円 言音 U) こ 言兄 9月 このハンフレットにおいて使われる用語についてご説明します。											
	用語	説明		用語	説明						
力行	解約日	保険期間の中途で保険契約が解約された日をいいます。		親族	6親等内の血族、配偶者および3親等内の姻族をいいます。						
	記名 被保険者	運転免許をお持ちの方で、保険証券・保険契約継続証に記載された被保険者をいいます。	夕行	治療	医師(単)が必要であると認め、医師(単)が行う治療をいいます。 (注)被保険者が医師である場合は、被保険者以外の医師をいいます。						
	原動機付 自転車	二輪の場合は原動機の総排気量が125cc以下または定格出力が1.00キロワット以下 (原動機の総排気量が50cc超125cc以下または定格出力が0.60キロワット超1.00キロワット以下の側車付の二輪車は除きます。)のものをいい、その他のものの場合は原動機の総排気量が50cc以下または定格出力が0.60キロワット以下のものをいいます。		通院	病院もしくは診療所に通い、または往診により、治療を 受けることをいいます。ただし、治療を伴わない、薬剤 診断書、医療器具等の受領等のためのものは含みません。						
	後遺障害	治療の効果が医学上期待できない状態であって、被保険者の身体に残された症状が将来においても回復できない機能の重大な障害に至ったものまたは身体の一部の欠損をいいます。ただし、被保険者が症状を訴えている場合で	ナ行	入院	自宅等での治療が困難なため、病院または診療所に入り、常に医師の管理下において治療に専念することをいいます。						
	设 退牌台	あっても、それを裏付けるに足りる医学的他覚所見(*)のないものを除きます。 (注)脳波所見、理学的検査、神経学的検査、臨床検査、画像検査、眼科・ 耳鼻科検査等により客観的に証明できる異常所見をいいます。	八行	配偶者	婚姻の相手方をいい、婚姻の届出をしていないが 事実上婚姻関係と同様の事情にある方および戸 籍上の性別が同一であるが婚姻関係と異ならな い程度の実質を備える状態にある方を含みます。						
	ご家族	記名被保険者の配偶者、「記名被保険者の配偶者」の同居の親族、「記名 被保険者またはその配偶者」の別居の未婚のお子さまをいいます。	0	被保険者	い性反の美具を開える小感にある力を含みます。 保険契約により補償を受けられる方をいいます。						
サ行	始期日	保険期間の初日をいいます。		IX PRINCE	保険責任の始まる日から終了する日までの期間						
	事故有係数 適用期間	「事故有」の割増引率を適用する期間(始期日時点における残り年数) ^(金) のことをいいます。 (注)事故有係数適用期間が0年の場合は、「無事故」の割増引率を適用します。		保険期間	であって、保険証券・保険契約継続証記載の保険期間をいいます。						
	自動車	原動機付自転車を含みます。 次の条件をすべて満たす自動車をいいます。ただし、「記名被保険者、そ		保険金	普通保険約款およびセットされた特約により補償される損害または傷害が発生した場合に当社がお支払いすべき金銭をいいます。						
		の配偶者または記名被保険者の同居の親族が所有する自動車」および 「記名被保険者が役員である法人が所有する自動車」を除きます。		保険金額	保険契約により補償される損害が発生した場合に 当社がお支払いすべき保険金の限度額をいいます。						
		・記名被保険者が使用について正当な権利を有する方の承諾を得て 使用または管理中の自動車であること。ただし、記名被保険者が正 当な権利を有する方以外の承諾を得ており、かつ、記名被保険者が		保険契約者	当社に保険契約の申込みをされる方で、保険 料の支払義務を負う方をいいます。						
	借用自動車	その方を正当な権利を有する方であると信じたことに合理的な理由がある場合を含みます。		保険料	保険契約者が保険契約に基づいて当社に払い 込むべき金銭をいいます。						
		・自家用8車種(注)、二輪自動車または原動機付自転車であること。 (注) 白家用8車種とは、用途車種が、白家用(普通・小型・軽四輪)	マ行	満期日	保険期間の末日をいいます。						
		乗用車、自家用普通貨物車(最大積載量0.5トン超2トン以下・		未婚	これまでに婚姻歴がないことをいいます。						
		最大積載量0.5トン以下)、自家用(小型・軽四輪)貨物車、および		免責金額	支払保険金の計算にあたって損害の額から差						

し引く金額で、自己負担となる金額をいいます。

事故が発生した場合の連絡先はこちら

24時間365日受付!

関係先へご連絡



事故は 事故受付センター 58-365(無料)

※「ご契約者さま専用ページ」や当社ホームページ(https://www.ms-ins.com)より、インターネットからも事故のご連絡ができます。



事故の発生から解決まで安心しておまかせください!

おまかせクイック対応!

代わって安心サービス

夜間・休日でも事故受付時に お客さまのご要望に応じて 相手の方や医療機関・修理工場や レンタカー会社などへ お客さまに代わってご連絡します。



まかせて安心

示談交渉サービス

お客さまに代わって 相手の方との示談交 渉を行います。





タイムリーな状況報告

安心コール・安心レタ

対応の経過をお客さ まに定期的にご報告 して安心をご提供し ます。





保険金お支払センター

全国153か所の拠点網!

〈2021年4月現在〉

年間約2,253,000件の解決実績





クルマを借りたら忘れずに DAY保険

お車をお持ちでない方向けに、24時間単位の自動車保険もご用意しています。(24時間単位型自動車運転者保険)

借りるお車をあらかじめ指定し、スマートフォン等からご加入いただく保険です。1回のお申込みで最長連続7日分までご加入いただけます。 詳細については取扱代理店または当社までお問合わせください。

24時間単位でご契約

スマートフォンで手続完結

複数回利用で割引

お車購入時の自動車保険への特典

ご注意いただきたい事項

- 〈ご契約について〉
 ●保険期間は1年間です。また、1年に満たない短期契約もご契約可能です。
 ●保険金額は、補償の種類ごとに保険金額を決めるものと、あらかじめ保険金額が決まっているものがあります。
 ●満期返れい金・契約者配当金はありません。
 ●ご契約の解約に際しては、ご契約時の条件により、ご契約の保険期間のうち未経過であった期間の保険料を解約返れい金として返還いたしますが、始期日から解約日までの期間に応じて払込みいただくべき保険料の払込 は別により追加のご書求をさせていただく得会があります。 状況により追加のご請求をさせていただく場合があります。

(大同保険の場合について)
 ●複数の保険会社による共同保険契約を締結される場合は、引受保険会社は引受割合または保険金額に応じ、連帯することなく単独別個に保険契約上の責任を負います。また、当社は、幹事保険会社として他の引受保険会社の業務および事務の代理・代行を行います。(なお、共同保険の引受保険会社およびそれぞれの会社の引受割合は決定次第ご案内します。)

〈取扱代理店について〉

●取扱代理店は、当社との委託契約に基づき、保険契約の締結・保険料の領収・保険料領収証の交付・契約の管理業務等の代理業務を行っています。 したがって、取扱代理店にお申込みいただき有効に成立したご契約は、 当社と直接契約されたものとなります。

〈個人情報について〉

ご契約に関する個人情報は、当社個人情報保護宣言(プライバシーポリシー)に 基づき取り扱います。詳しくは、当社ホームページ(https://www.ms-ins.com) をご覧ください.

〈引受保険会社の経営が破綻した場合について〉

・引受保険会社の経営が破綻した場合など保険会社の業務または財産の状況の変化によって、ご契約時にお約束した保険金、解約返れい金等のお支払いが一定期間東結されたり、金額が削減されたりすることがあります。引受保険会社が経営破綻に陥った場合の保険契約者保護の仕組みとして、「損害保険契約者保護機構」があり、当社も加入しております。自動 車保険は「損害保険契約者保護機構」の対象となっておりますので、引受保険会社が破綻し た場合でも、保険金、解約返れい金等は80%まで補償されます。 ただし、破綻前に発生した事故および破綻時から3か月までに 発生した事故による保険金は100%補償されます。

〈その他〉

ノットは、『GK クルマの保険・ドライバー保険』 〈自動車運転者損害賠償責任保険〉の概要をご説明し たものです。補償内容は、普通保険約款および特約によって定まります。詳細は『ご契約のしおり(普通保険約款・特約)』等をご確認ください。また、ご不明な点につい ては、取扱代理店または当社までお問合わせください。

ご契約にあたっては、『重要事項のご説明』を必ずご確認ください。

保険に関する相談・苦情・お問合わせは

「三井住友海上お客さまデスク」

0120-632-277(無料)

「チャットサポートなどの各種サービス」

こちらからアクセスできます。

https://www.ms-ins.com/contact/cc/



指定紛争解決機関

当社は、保険業法に基づく金融庁長官の指定を受けた指定紛争解決機関である一般社団法人 日本 損害保険協会と手続実施基本契約を締結しています。当社との間で問題を解決できない場合には、 一般社団法人日本損害保険協会にご相談いただくか、解決の申し立てを行うことができます。

-般社団法人 日本損害保険協会 そんぽADRセンター

0570-022-808 [ナビダイヤル(全国共通・通話料有料)]

【受付時間】 平日 9:15~17:00(土日・祝日および年末年始を除きます) 詳しくは、一般社団法人 日本損害保険協会のホームページをご覧ください。(https://www.sonpo.or.jp/about/efforts/adr/index.html)

● ご相談・お申込先

三井住友海上火災保険株式会社

MS&AD INSURANCE GROUP

本店 〒101-8011 東京都千代田区神田駿河台3-9 三井住友海 上 駿河台ビル 〈チャットサポートやよくあるご質問などの各種サービス〉 こちらから https://www.ms-ins.com/contact/cc/ アクセスできます ▶ 〈お客さまデスク〉0120-632-277(無料)

